

補助金等取扱基準

補助金等の名称	新規就農者育成総合対策補助金
補助事業等の 目 標	次世代を担う農業者となることを志向する新規就農者の一層の呼び込みと定着を図り、農業の担い手不足や高齢化を解消する。
補助事業等の 対 象 者	次の各号のいずれにも該当する者 (1) 新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)別記2第5の2(1)に規定する経営開始資金の交付要件のいずれにも該当する者 (2) 市が青年等就農計画を基に認定した新規就農者
補助対象経費	就農直後の経営確立に資する経営開始資金
補助金等の額 及びその算定 方法又は補助率	予算の範囲内で、要綱別記2第5の2(2)の規定による額(国補助10/10)
	【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の 評 価	補助事業者からの実績報告書を基に、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の 開 始 時 期	令和6年11月7日
補助事業等の 終 了 時 期	令和9年3月31日
	【終了時期が3年を超える場合の理由】
情 報 の 公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	
提 出 書 類	1 補助金の交付を受けようとする者は、経営開始資金交付申請書(様式第2号-1)に前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書の発行前に交付の申請を行う場合は、確定申告書の写し等)を添付して市長に提出しなければならない。
	2 補助金の交付決定を受けた者は、当該決定を受けた日の属する年度の3月31日までに、補助事業等実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。

担 当 部 署	諏訪市 経済部 農林課 農業振興係
---------	-------------------

令和 6年11月7日 制定（令和 6年11月7日 施行）